

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年六月七日 通商産業省令第四十号）

〔沿革〕昭和六一年一月二日通商産業省令第八七号、平成元年三月二七日第七号、四月二八日第一七号、六年九月三〇日第六六号、九年三月一四日第一三三号、二七日第三九号、一〇年三月三〇日第三四号、一二年一月二〇日第三五〇号、一四年三月二九日経済産業省令第六三三号、十六年一月十九日経済産業省令第一号改正

最終改正 平成十七年三月四日
経済産業省令第十四号

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（第一種特定化学物質の製造の許可申請）

第二条 法第六条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 製造設備の位置（他の設備との関係位置を含む。）及び事業所付近の状況を示す図面

二 従業員の雇用及び配置の状況並びに従業員の技術的能力を説明した書面

三 製造方法の概略を説明した書面

四 生産計画及び主な販売先ごとの販売予定数量を記載した書面

五 貯蔵方法及び運搬方法を説明した書面

六 申請者が法人である場合は、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

七 申請者（申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務

を行う役員）が法第八条各号に該当しないことを説明した書面

八 最近の事業年度に係る事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

九 前号に掲げるもののほか、その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを説明した書類

（第一種特定化学物質製造設備の構造等の変更の許可申請）

第三条 法第十条第一項の変更の許可を受けようとする者は、様式第二による申請書に変更内容明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（第一種特定化学物質製造事業に関する変更の届出）

第四条 法第十条第二項の変更の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（第一種特定化学物質の輸入の許可申請）

第五条 法第十一条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第四による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 製造事業所名及びその所在地の属する国名又は地域名、陸揚げ予定期日、輸入港名並びに主な販売先ごとの販売予定数量を記載した書面

二 貯蔵方法及び運搬方法を説明した書面

三 申請者が法人である場合は、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

四 申請者（申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第八条各号に該当しないことを説明した書面

（承継の届出）

第六条 法第十六条第二項の規定により許可製造業者又は許可輸入者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第五による届出書に次の書類を添えて、許可製造業者の地位を承継した者にあつては当該承継に係る事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に、許可輸入者の地位を承継した者にあつては経済産業大臣に提出しなければならない。

ならない。

一 法第十六条第一項の規定により許可製造業者又は許可輸入者の地位を承継した相続人であつて、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第六による書面及び戸籍謄本

二 法第十六条第一項の規定により許可製造業者又は許可輸入者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第七による書面及び戸籍謄本

三 法第十六条第一項の規定により合併によつて許可製造業者又は許可輸入者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書（帳簿）

第七条 法第十九条第一項の帳簿には、第一種特定化学物質及び事業所ごとに、第一種特定化学物質の製造数量、在庫数量及び販売先ごとの販売数量を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、事業所ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について記載を終了していなければならない。

3 第一項の帳簿は、閉鎖の日から起算して五年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第七条の二 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）

（）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第十九条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（廃止の届出）

第八条 法第二十条第一項の規定により事業の廃止の届出をしようとする許可製造業者は、様式第八による届出書を、当該廃止に係る事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

ならない。

（報告）

第九条 許可製造業者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度における法第六条第一項の許可に係る第一種特定化学物質の月別製造数量、月別在庫数量及び販売先ごとの月別販売数量を記載した報告書を、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（フレキシブルディスクによる手続）

第九条の二 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第八の二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

第二条の申請書及び同条第二号から第九号まで（第六号を除く。）に掲げる添付書類	様式第八の三
第三条の申請書及び添付する変更内容明細書	様式第八の四
第四条の届出書	様式第八の五
第五条の申請書並びに同条第一号、第二号及び第四号に掲げる添付書類	様式第八の六
第六条の届出書	様式第八の七
第八条の届出書	様式第八の八

2 第九条の報告書の提出については、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第八の二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

(フレキシブルディスクの構造)

第九条の三 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二一に適合する九十三ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十三ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第九条の四 第九条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式
 - 二 ボリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式
 - 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式
- 2 第九条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第九条の五 第九条の二のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

(監視化学物質の製造数量等の届出)

第十条 法第五条の三第一項、第二十三条第一項及び第二十五条の第二一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 監視化学物質の名称
 - 二 監視化学物質の前年度の出荷数量
 - 三 監視化学物質を製造した場合にあつてはその監視化学物質を製造した事業所名及びその所在地、監視化学物質を輸入した場合にあつてはその監視化学物質が製造された国名又は地域名
- 2 法第五条の三第一項、第二十三条第一項又は第二十五条の第二一項の届出は、毎年度六月三十日までに様式第九による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

(製造数量等の公表の例外)

第十一条 法第五条の三第二項ただし書の経済産業省令で定める数量は、一トンとする。

2 法第二十三条第二項ただし書及び第二十五条の二第二項ただし書の経済産業省令で定める数量は、百トンとする。

(有害性の調査の指示の対象となる者)

第十二条 法第五条の四第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の第三一項の経済産業省令で定める者は、有害性の調査の指示の日前三年以内に当該調査に係る監視化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいた者とする。

(第二種特定化学物質の製造予定数量等の届出)

第十三条 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の名称
- 二 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の出荷予定数量
- 三 第二種特定化学物質を製造しようとする場合にあつてはその第二種特定化学物質を製造する事業所名及びその所在地、第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品を輸入しようとする場合にあつてはその第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品が製造さ

れる国名又は地域名

2 法第二十六条第一項の届出は、当該年度において当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入又は当該第二種特定化学物質使用製品の輸入（以下「第二種特定化学物質の製造等」という。）を行う日の一月前までに様式第十による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

3 当該第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の指定の日（以下「指定日」という。）を含む年度（以下「指定年度」という。）及び指定年度（指定日が当該指定年度の末月又はその前月に含まれるものに限る。）の翌年度の第二種特定化学物質の製造等に係る法第二十六条第一項の届出についての前項の規定の適用については、同項中「当該年度において当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入又は当該第二種特定化学物質使用製品の輸入（以下「第二種特定化学物質の製造等」という。）を行う日の一月前」とあるのは、「当該年度において当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入若しくは当該第二種特定化学物質使用製品の輸入（以下「第二種特定化学物質の製造等」という。）を行う日の一月前の日又は当該第二種特定化学物質若しくは第二種特定化学物質使用製品の指定の日から一月を経過した日のいずれか遅い日」とする。

（第二種特定化学物質の製造予定数量等の変更の届出）

第十四条 法第二十六条第二項の変更の届出をしようとする者は、様式第十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（第二種特定化学物質の製造数量等の届出）

第十五条 法第二十六条第六項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の名称
- 二 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の前年度の出荷数量
- 三 第二種特定化学物質を製造した場合にあつてはその第二種特定化学物質を製造した事業所名及びその所在地、第二種特定化学物質又は第

二種特定化学物質使用製品を輸入した場合にあつてはその第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品が製造された国名又は地域名

2 法第二十六条第六項の届出は、毎年度六月三十日までに様式第九による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

（収去証）

第十五条の二 法第三十三条第一項から第三項までの規定により経済産業省の職員が化学物質を収去するとき又は同条第五項の規定により機構の職員が化学物質を収去するときは、披収去者に様式第十一による収去証を交付しなければならない。

（身分証明書）

第十六条 経済産業大臣がその職員に携帯させる法第三十三条第四項の証明書は、様式第十三によるものとする。

2 機構がその職員に携帯させる法第三十三条第八項の証明書は、様式第十四によるものとする。

（意見の聴取）

第十七条 法第三十七条第一項の意見の聴取は、経済産業大臣の指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を異議申立人に通知し、かつ、告示しなければならない。

3 利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることがで

きる。

6 意見聴取会においては、異議申立人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。

7 意見聴取会においては、最初に異議申立人又はその代理人に異議申立ての要旨及び理由を陳述させなければならない。

8 意見聴取会において異議申立人又はその代理人が出席しないときは、議長は、異議申立書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。

9 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

10 異議申立人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(電子情報処理組織による手続の特例)

第二十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項に基づき行つた第五条の三第一項、第二十三条第一項、第二十五条の二第一項又は第二十六条第一項、第二項若しくは第六項の届出は、電子情報処理組織(経済産業大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、当該届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)であつて、あらかじめ、届出をする者の氏名又は名称、届出者確認コードその他必要な事項を様式第十七により記載した書面を提出することにより経済産業大臣に届け出たものによりしなければならない。

ない。

2 経済産業大臣は、前項の書面を受理したときは、当該書面を提出した者に届出者コードを付与するものとする。

3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は届け出た電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十八又は様式第十九によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

附則

この省令は、昭和四十九年六月十日から施行する。

附則 (昭和六一年二月一二日通商産業省令第八七号)

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第四十四号)の施行の日(昭和六十二年四月一日)から施行する。

附則 (平成元年三月二七日通商産業省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年四月二八日通商産業省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号)

この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する

附則 (平成九年三月一四日通商産業省令第一三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二〇日通商産業省令第三五〇号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、様式第一から様式第八の二までの改正規定(「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める部分を除く。)、様式第九から様式第十二までの改正規定(「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める部分を除く。)、及び様式第十四から様式第十六までの改正規定(「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める部分及び「通商産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則」を「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二九日経済産業省令第六三三号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日経済産業省令第四三三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十六条中「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第十八条及び第十九条の改正規定並びに様式第十四から様式第十九までの改正規定は、平成十五年七月三十一日から施行する。」

附 則 (平成一六年一月一九日経済産業省令第一号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行

する。

様式第 1

第 1 種特定化学物質製造許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名 (印)
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 6 条第 1 項の許可を受けたいので、同条第 2 項の規定により次のとおり申請します。

- 1 事業者名及びその所在地
- 2 第 1 種特定化学物質の名称
- 3 製造設備の構造 (別添図面のとおり)
- 4 製造設備の能力

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 製造設備の構造については、別添図面とすること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 2

第 1 種特定化学物質製造設備の構造等変更許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名 (印)
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 10 条第 1 項の変更の許可を受けたいので、同項の規定により次のとおり申請します。

- 1 事業者名及びその所在地
- 2 第 1 種特定化学物質の名称
- 3 変更の種類及びその内容
- 4 変更の理由

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第3

第1種特定化学物質製造事業に関する変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名 (印)
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の種類及びその内容
- 2 変更の理由
- 3 変更の年月日

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 4

第 1 種特定化学物質輸入許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名 (印)
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 11 条第 1 項の許可を受けたいので、同条第 2 項の規定により次のとおり申請します。

- 1 第 1 種特定化学物質の名称
- 2 輸入数量

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 5

第 1 種特定化学物質許可事業者（許可輸入者）地位承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名 (印)
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 承継の原因
- 2 被承継者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 3 被承継者の住所
- 4 被承継者が法第 6 条第 1 項（法第 11 条第 1 項）の許可を受けた年月日及び許可番号

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 6

第 1 種特定化学物質許可製造業者（許可輸入者）相続同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名
住所

印

次のとおり第 1 種特定化学物質許可製造業者（許可輸入者）については相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 被相続人が法第 6 条第 1 項（法第 11 条第 1 項）の許可を受けた年月日及び許可番号
- 3 第 1 種特定化学物質許可製造業者（許可輸入者）の地位を承継者として選定された者の氏名及び住所
- 4 相続開始の年月日

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 証明書は、第 1 種特定化学物質許可製造業者（許可輸入者）の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる

様式第 7

第 1 種特定化学物質許可製造業者（許可輸入者）相続証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名 (印)
住所
氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名 (印)
住所

次のとおり第 1 種特定化学物質許可製造業者（許可輸入者）について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 被相続人が法第 6 条第 1 項（法第 11 条第 1 項）の許可を受けた年月日及び許可番号
- 3 第 1 種特定化学物質許可製造業者（許可輸入者）の地位を承継した者の氏名及び住所
- 4 相続開始の年月日

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 証明者は、2 人以上とすること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 8

第 1 種特定化学物質許可製造事業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名 (印)
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 廃止に係る第 1 種特定化学物質の名称
- 2 廃止に係る事業所名及びその所在地
- 3 法第 6 条第 1 項の許可を受けた年月日及び許可番号
- 4 廃止の年月日
- 5 廃止の理由

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

フレキシブルディスク提出票

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名 (印)
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 条第 項の規定による申請 (、届出又は報告) に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法令の条項については、当該申請 (、届出又は報告) の適用条文名を記載する。
- 3 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
- 4 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請 (、届出又は報告) の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
- 5 「押印」の欄には、押印することとされている種類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあつては、押印する。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 6 該当事項がない欄は、省略する。

様式第 8 の 3 (第 9 条の 2 関係)

```
< HTML >
< HEAD > < TITLE > 化審法第 6 条第 2 項 </TITLE > </HEAD >
< BODY > < PRE >
【書類名】 第 1 種特定化学物質製造許可申請書
【提出日】
【あて先】 経済産業大臣殿
【提出者情報】
    【氏名又は名称】
    【住所】
【適用条文】 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 6 条第 2 項
【様式番号】 001
【事業所名及びその所在地】
【第 1 種特定化学物質の名称】
【製造設備の構造】 ( 別添図面のとおり )
【製造設備の能力】
【添付情報】
    【添付資料】
        ( 従業員の雇用及び配置の状況並びに従業員の技術的能力 )
        ( 製造方法の概略 )
        ( 生産設備及び主な販売先ごとの販売予定数量 )
        ( 貯蔵方法及び運搬方法 )
        ( 申請者が法第 8 条〔欠格条項〕各号に該当しないことの説明 )
        ( 最近の事業年度に係る事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれら
            に準ずる書類 )
        ( 事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することの説明 )
</PRE > </BODY > </HTML >
```

(備考)

- 1 1 行は 36 字詰めとすること。
- 2 「【氏名又は名称】」の欄には、法人にあつては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その欄に代表者の氏名を記録すること。
- 3 文字は、日本工業規格 X 0208 で定められている図形文字並びに X 0211 で定められている制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いることとし、図は用いてはならない。
ただし、「【】」(日本工業規格 X 0208 区点番号 (以下「区点番号」という。) 1 - 58)、
「】」(区点番号 1 - 59)、「
」(区点番号 2 - 5) 及び「
」(区点番号 2 - 7) は用いてはならない (欄名の前後に「【】」(区点番号 1 - 58) 及び「】」(区点番号 1 - 59) を、又は置き換えた文字の前後に「
」(区点番号 2 - 5) 及び「
」(区点番号 2 - 7) を用いるときを除く。)
日本工業規格 X 0208 で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本工業規格 X 0208 で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「
」(区点番号 2 - 5) 後ろに「
」(区点番号 2 - 7) を付すこと。
- 4 「<」、「>」又は「<」及び「>」によつて囲まれて欄名は、日本工業規格 X 0201 号で定められている文字を用いること。
- 5 「【様式番号】」の欄には、日本工業規格 X 0201 で定められている文字を用いること。
- 6 文字の符号化表現は、日本工業規格 X 0208 附属書 1 で定められている方式を用いること。
- 7 製造設備の構造については別添図面とすること。

様式第 8 の 4 (第 9 条の 2 関係)

```
< HTML >  
< HEAD > < TITLE > 化審法第 10 条第 1 項 < /TITLE > < /HEAD >  
< BODY > < PRE >  
【書類名】 第 1 種特定化学物質製造設備の構造等変更許可申請書  
【提出日】  
【あて先】 経済産業大臣殿  
【提出者情報】  
    【氏名又は名称】  
    【住所】  
【適用条文】 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 10 条第 1 項  
【様式番号】 002  
【事業所名及びその所在地】  
【第一種特定化学物質の名称】  
【変更の種類及びその内容】  
【変更の理由】  
【添付情報】  
    【添付資料】  
        ( 変更内容の明細 )  
< /PRE > < /BODY > < /HTML >
```

(備考)

様式第 8 の 3 の備考 1 から 6 までと同様とする。

様式第 8 の 5 (第 9 条の 2 関係)

```
< HTML >  
< HEAD > < TITLE > 化審法第 10 条第 2 項 </TITLE > </HEAD >  
< BODY > < PRE >  
【書類名】 第 1 種特定化学物質許可製造事業に関する変更届出書  
【提出日】  
【あて先】 経済産業大臣殿  
【提出者情報】  
    【氏名又は名称】  
    【住所】  
【適用条文】 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 10 条第 2 項  
【様式番号】 003  
【変更の種類及びその内容】  
【変更の理由】  
【変更の年月日】  
</PRE > </BODY > </HTML >
```

(備考)

様式第 8 の 3 の備考 1 から 6 までと同様とする。

様式第 8 の 6 (第 9 条の 2 関係)

```
< HTML >  
< HEAD > < TITLE > 化審法第 11 条第 2 項 </TITLE > </HEAD >  
< BODY > < PRE >  
【書類名】 第 1 種特定化学物質輸入許可申請書  
【提出日】  
【あて先】 経済産業大臣殿  
【提出者情報】  
    【氏名又は名称】  
    【住所】  
【適用条文】 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 11 条第 2 項  
【様式番号】 004  
【第 1 種特定化学物質の名称】  
【輸入数量】  
【添付情報】  
    【添付資料】  
        ( 製造事業所及びその所在地の属する国名又は地域名、陸揚げ予定期日、輸  
        入港名並びに主な販売先ごとの販売予定数量 )  
        ( 貯蔵方法及び運搬方法 )  
        ( 申請者 ( 申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う  
        役員 ) が法第 8 条各号に該当しないことの説明 )  
</PRE > </BODY > </HTML >
```

(備考)

様式第 8 の 3 の備考 1 から 6 までと同様とする。

様式第 8 の 7 (第 9 条の 2 関係)

```
< HTML >  
< HEAD > < TITLE > 化審法第 16 条第 2 項 </TITLE > </HEAD >  
< BODY > < PRE >  
【書類名】 第 1 種特定化学物質製造業者 ( 許可輸入者 ) 地位承継届出書  
【提出日】  
【あて先】 経済産業大臣殿  
【提出者情報】  
    【氏名又は名称】  
    【住所】  
【適用条文】 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 16 条第 2 項  
【様式番号】 005  
【承継の原因】  
【被承継者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名】  
【被承継者の住所】  
【被承継者が法第 6 条第 1 項 ( 法第 11 条第 1 項 ) の許可を受けた年月日及び許可番号】  
</PRE > </BODY > </HTML >
```

(備考)

様式第 8 の 3 の備考 1 から 6 までと同様とする。

様式第 8 の 8 (第 9 条の 2 関係)

```
< HTML >  
< HEAD > < TITLE > 化審法第 20 条第 1 項 </TITLE > </HEAD >  
< BODY > < PRE >  
【書類名】 第 1 種特定化学物質許可製造事業廃止届出書  
【提出日】  
【あて先】 経済産業大臣殿  
【提出者情報】  
    【氏名又は名称】  
    【住所】  
【適用条文】 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 20 条第 1 項  
【様式番号】 008  
【廃止に係る第 1 種特定化学物質の名称】  
【廃止に係る事業所名及びその所在地】  
【法第 6 条第 1 項の許可を受けた年月日及び許可番号】  
【廃止の年月日】  
【廃止の理由】  
</PRE > </BODY > </HTML >
```

(備考)

様式第 8 の 3 の備考 1 から 6 までと同様とする。

様式第9（第10条第2項、第15条第2項関係）

[書類名] 監視化学物質等製造数量等届出書

1 / 3

[提出日] 年 月 日

[あて先] 経済産業大臣 殿

1. 化学物質の区分及び届出者の氏名・住所

[化学物質の種類及び適用条文（該当するものに 印を記入）]

- (1) 第1種監視化学物質（法第5条の3第1項）
- (2) 第2種監視化学物質（法第23条第1項）
- (3) 第3種監視化学物質（法第25条の2第1項）
- (4) 第2種特定化学物質（法第26条第6項）
- (5) 第2種特定化学物質使用製品（法第26条第6項）

《注：第2種特定化学物質又は第2種特定化学物質使用製品の次年度予定数量又は変更届出数量は、別途様式第10で報告すること》

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

.....
..... (印)

[届出者の住所]

.....

[届出者コード又は届出者整理コード]

--	--	--	--	--	--	--	--

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 届出者コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第20条第2項の規定によりあらかじめ付与したコードである。
3. 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
4. 出荷数量には、同一企業内の他事業所での自家消費数量を含めること。また、その場合には、自家消費をした事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。
5. 記入単位はkgとして、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
6. 届出者整理コード、物質管理番号、官報整理番号、都道府県番号、国・地域番号、用途番号及び業種番号は、記入要領を参考とすること。
7. 業種番号及び具体的用途の記入は、第2種特定化学物質及び第2種特定化学物質使用製品の出荷数量を届け出る場合に記入すること。ただし、監視化学物質でその他出荷がある場合も、具体的用途を記入すること。
8. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

(1) 化学物質名称等

[物質名称] _____

[物質管理番号]

[官報整理番号]

(2) 製造数量、輸入数量及び出荷数量 (単位：kg)

年度実績値

	製造数量 (kg)	輸入数量 (kg)	出荷数量 (kg)
年度計	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

3. 化学物質の製造等

(1) 製造した事業所名及びその所在地

[_____]

(2) 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した国・地域別輸入数量

《注：第2種特定化学物質使用製品の輸入数量を含む》

都道府県番号	製造数量 (kg)	国・地域番号	輸入数量 (kg)
<input type="text"/> 0 <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> 0 <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> 0 <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> 0 <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> 0 <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)

[書類名] 第 2 種特定化学物質製造 (輸入) 予定数量届出書又は変更届出書
(第 2 種特定化学物質使用製品輸入予定数量届出書又は変更届出書)

[提出日] 年 月 日

[あて先] 経済産業大臣 殿

1. 化学物質等の区分及び届出者の氏名・住所

[化学物質の種類及び適用条文 (該当するものに 印を記入)]

- (1) 第 2 種特定化学物質製造 (輸入) 予定数量届出書 (法第 2 6 条第 1 項)
- (2) 第 2 種特定化学物質使用製品輸入予定数量届出書 (法第 2 6 条第 1 項)
- (3) 第 2 種特定化学物質製造 (輸入) 予定数量変更届出書 (法第 2 6 条第 2 項)
- (4) 第 2 種特定化学物質使用製品輸入予定数量変更届出書 (法第 2 6 条第 2 項)

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

.....
.....

印

[届出者の住所]

.....

[届出者コード又は届出者整理コード]

--	--	--	--	--	--	--	--

備考
1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2. 届出者コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第 2 0 条第 2 項の規定によりあらかじめ付与したコードである。
3. 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつてはその代表者) が署名することができる。
4. 出荷予定数量には、同一企業内の他事業所での自家消費予定数量を含めること。また、その場合には、自家消費をする事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。
5. 第 2 種特定化学物質使用製品を輸入しようとする場合にあつては、 2 . (2) 及び 4 . の各欄には製品中の第 2 種特定化学物質の含有数量を記載すること。
6. 記入単位は k g として、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
7. 物質名称は、第 2 種特定化学物質の名称又は第 2 種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第 2 種特定化学物質の名称を記入のこと。
8. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。
9. 届出者整理コード、物質管理番号、官報整理番号及び用途番号は、記入要領を参考とすること。

2. 製造予定数量、輸入予定数量又は出荷予定数量
 (法第26条第2項の場合は、変更後の数量を記入)

(1) 第2種特定化学物質等の名称

[物質名称] _____

[物質管理番号]

[官報整理番号]

(2) 製造予定数量、輸入予定数量又は出荷予定数量 (単位: kg)

年度

年度計	製造予定数量 (kg)	輸入予定数量 (kg)	出荷予定数量 (kg)
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

3. 第2種特定化学物質等を製造予定の事業所名及びその所在地

製造事業所名 ()

その所在地 ()

(輸入予定の場合は製造される国名又は地域名を記入)

4. 第2種特定化学物質又は第2種特定化学物質使用製品の用途別出荷予定数量

用途番号	出荷先での具体的用途	出荷予定数量 (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
合 計		<input type="text"/> (kg)

様式第 1 1 (第 1 5 条の 2 関係)

収 去 証

住所

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

収去場所

化学物質名及びその数量

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 3 3 条第 5 項の規定により
収去する。

年 月 日

官職 氏 名

印

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員が収去する場合にあつては、官職に代えてその所属を記載すること。

様式第 1 3 (第 1 6 条第 1 項関係)

(表面)

	8 センチメートル	第 号
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 3 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査等を行う職員の	
	身分証明書	
	職名	
	氏名	
		年 月 日生
		年 月 日交付
	経済産業大臣	印

3 センチメートル

4
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

写

真

押出
スタ
ンプ

(裏面)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい	
<p>第 3 3 条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 3 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号又は第 4 条の 2 第 4 項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。</p> <p>2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、届出使用者又は第 2 6 条第 1 項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。</p> <p>3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 2 2 条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。</p> <p>4 前 3 項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>	<p>9 第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第 3 3 条の 2 経済産業大臣は、前条第 5 項に規定する立入検査、質問又は収去の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。</p> <p>第 4 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>四 第 3 3 条第 1 項から第 4 項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第 4 6 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>三 第 4 3 条第 3 号、第 4 4 条又は前条 各本条の罰金刑</p>

（表面）

	8センチメートル		第	号
6 セ ン チ メ ー ト ル	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第33条第5項 の規定による立入検査等を行う職員の			
4 セ ン チ メ ー ト ル	3センチメートル	写 真	身分証明書	
	押出 スタ ンプ		職名	
			氏名	
			年 月 日生	
			年 月 日交付	
			独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長	
			印	

（裏面）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい	
<p>第33条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第3条第1項第4号若しくは第5号又は第4条の2第4項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。</p> <p>2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、届出使用者又は第26条第1項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。</p> <p>3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第22条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。</p> <p>4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去を行わせることができる。</p> <p>6 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査、質問又は収去を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p>	<p>7 機構は、前項の指示に従つて第5項に規定する立入検査、質問又は収去を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>8 第5項の規定により機構の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>9 第1項から第3項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第33条の2 経済産業大臣は、前条第5項に規定する立入検査、質問又は収去の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。</p> <p>第33条の3 機構が行う収去について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができる。</p> <p>第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>四 第33条第1項から第4項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>三 第43条第3号、第44条又は前条 各本条の罰金刑</p>

様式第 17〔第 20 条〕

電子情報処理組織使用届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所

氏名又は名称及び法人にあ

っては、その代表者の氏名 (印)

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第 20 条第 1 項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 23 条第 1 項又は第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 6 項の届出に係る電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

届出者確認コード

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「届出者確認コード」の欄には、暗証番号として用いる 7 桁のアラビア数字の組合せを記載すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 18〔第 20 条〕

電子情報処理組織変更届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所

氏名又は名称及び法人にあ

っては、その代表者の氏名 ⑩

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第 20 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「変更事項」の欄には、届出者確認コードを記載すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 19〔第 20 条〕

電子情報処理組織使用廃止届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所

氏名又は名称及び法人にあ

っては、その代表者の氏名 (印)

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第 20 条第 3 項の規定に基づき、使用を廃止する電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

1 届出者確認コード

2 届出者コード

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。